

I C T活用工事（構造物工（橋梁上部））積算要領

1. 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した構造物工（橋梁上部）（以下、構造物工（橋梁上部）（I C T））に適用する。

2. 適用工種

- ・ 橋梁上部
- ・ コンクリート橋上部

3. 3次元設計データの作成費用

3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用・外注経費等の費用

構造物工（橋梁上部）（I C T）における出来形管理は、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を想定しているため、標記経費は計上しない。

R 7 室長通知 別紙—2 9 I C T活用工事（構造物工（橋梁上部））積算要領	R 8 室長通知 別紙—3 0 I C T活用工事（構造物工（橋梁上部））積算要領
別紙—2 9 I C T活用工事（構造物工（橋梁上部））積算要領 1. 適用範囲 本資料は、3次元設計データを活用した構造物工（橋梁上部）（以下、構造物工（橋梁上部）（I C T））に適用する。 2. 適用工種 橋梁上部 コンクリート橋上部 3. 3次元設計データの作成費用 3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 なお、「3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。 4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用・外注経費等の費用 構造物工（橋梁上部）（I C T）における出来形管理は、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を想定しているため、標記経費は計上しない。	別紙— 2-9 3 0 I C T活用工事（構造物工（橋梁上部））積算要領 1. 適用範囲 本資料は、3次元設計データを活用した構造物工（橋梁上部）（以下、構造物工（橋梁上部）（I C T））に適用する。 2. 適用工種 橋梁上部 コンクリート橋上部 3. 3次元設計データの作成費用 3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 なお、「3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。 4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用・外注経費等の費用 構造物工（橋梁上部）（I C T）における出来形管理は、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を想定しているため、標記経費は計上しない。